

令和5年度

# 美和東小学校

## いじめ防止基本方針



令和5年4月

岩国市立美和東小学校

# 目 次

はじめに

## 第1 いじめの基本的な考え方

### 1 いじめとは

- (1) いじめの定義 . . . 2
- (2) いじめの構造、特徴 . . . 2
- (3) 重大事態 . . . 3

### 2 いじめの対応に関する基本的考え方

- (1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進 . . . 3
- (2) 対応の視点 . . . 3
- (3) 学校における基本姿勢 . . . 3
- (4) 関係機関との連携 . . . 4

### 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

- (1) 「美和東小学校いじめ防止基本方針」の策定 . . . 4
- (2) 「いじめ対策組織」の設置 . . . 4
- (3) 豊かな心を育む教育の推進 . . . 4
- (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化 . . . 5

## 第2 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 未然防止（いじめの予防）

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化 . . . 5
- (2) すべての学校教育活動を通じた取組 . . . 6
- (3) 家庭・地域との連携 . . . 7

### 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- (1) 早期発見のために学校がとるべき体制 . . . 7
- (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組 . . . 8
- (3) 家庭・地域との連携 . . . 8

### 3 早期対応（現に起きているいじめの対応）

- (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立 . . . 8
- (2) 対応する上での留意点 . . . 9
- (3) インターネットや携帯電話等を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応 . . . 10
- (4) 教育相談のあり方 . . . 10
- (5) 保護者との連携 . . . 11
- (6) 地域・関連機関との連携 . . . 11

### 4 重大事態への対処

- (1) 重大事態の判断について . . . 11
- (2) 重大事態への対応について . . . 12
- (3) 調査委員会の設置 . . . 12
- (4) 自殺の背景調査 . . . 12
- (5) 留意すべき事項 . . . 13

### 5 新型コロナウイルス感染症などに関するいじめ防止について

### 6 取組の年間計画 . . . 13

### 7 いじめ対応マニュアル . . . 15

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。美和東小学校においては、これまでも「いじめは決して許されない行為」であり、「どの子供にも、どの学校でも起こりうるもの」であることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

いじめの問題が社会問題化する中、平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国及び県では「いじめの防止等のための基本的な方針」、並びに「山口県いじめ防止基本方針」が策定されており、岩国市においてもこれまでの取組を踏まえながら、平成27年に「岩国市いじめ防止基本方針」が策定された。それに伴い、本校においても「美和東小学校いじめ防止基本方針」を策定して、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進してきたところである。

このたび、平成29年に国及び県の基本方針が改定されたことを踏まえ、岩国市においても県の改定内容に準じた改定を行うと共に、教員のいじめの認知力を向上させる取組や教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家との連携強化やいじめに対する一貫した組織的な対応の徹底など、新たな項目も加え、岩国市いじめ防止基本方針が改定された。それに伴い、本校においても「美和東小学校いじめ防止基本方針」を改定するものである。

いじめの問題を扱うにあたっては、一人ひとりを大切にする教育を推進し、『未然防止』の取組により、すべての児童をいじめに向かわせないことが重要である。また、児童の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には十分な情報共有を行い、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事案』が発生した場合には、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿い、学校やその関係者は真摯に事実と向き合い、本方針に基づいた措置を講ずるものとする。

令和元年度末から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止における対応を行っている。他県では、中国から帰国した児童生徒などへの対応において、プライバシーへの配慮に欠くと思われる事案も報告されている。東日本大震災においては、原子力発電所事故により避難した児童生徒がいじめに遭い、本来であれば周囲からの支援が必要な状況下にある当該児童生徒がさらに傷ついてしまうこととなった事案が発生している。

学校におけるすべての教職員が、感染防止やコロナウイルスに起因しいじめの未然防止について、共通理解のもと適切な対応を行うとともに、同様の事態が発生しないようにする。

## 第1 いじめ防止等に係る基本的な考え方

### 1 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、特定の教職員のみによることなく、校内委員会を招集していじめに該当するか否かを判断することとし、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。外見的には、けんかのように見えることでも、いじめを受けた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的な態様は、以下のものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (2) いじめの構造、特徴

- いじめは、「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識をもつことが重要である。
  - ・ いじめる児童といじめられる児童は、入れ替わりながら被害も加害も経験している。
  - ・ 暴力を伴わないいじめであっても、いじめに軽重をつけることなく丁寧に対応することが重要である。

- いじめは「四層構造」となっている。
  - ・ いじめを受けている児童から見れば、周りではやしたてる児童（観衆）も見て見ぬふりをする児童（傍観者）も「いじめている人」に見える。
  - ・ 四層構造を念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

### (3) 重大事態

- 次に掲げる場合を、法により「重大事態」という。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 学校の設置者又はその設置する学校は、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、必要な対応を迅速・的確に行う必要がある。

## 2 いじめの対応に関する基本的な考え方

### (1) 学校・家庭・地域総がかりの取組の推進

- いじめの問題への対応は、人間社会から差別や偏見等を一掃することにつながる。
- 安心・安全な社会づくりに寄与するためにも、P T A・学校運営協議会等と連携し、学校・家庭・地域総がかりでいじめ問題への取組を推進する必要がある。

### (2) 対応の視点

- いじめは、「いじめは絶対に許されない」「どの子供にも、どの学校にも起こりうる」との認識の下、全教職員はもとより、家庭・地域との連携を密にして、以下の4点を対応の視点として、いじめ問題への取組を推進する。

- ・ 未然防止【いじめの予防】
- ・ 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】
- ・ 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】
- ・ 重大事態への対応  
【生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

### (3) 学校における基本姿勢

- いじめは、「未然防止」の取組が極めて重要であり、道徳教育や人権教育、そのほか健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していく。
- 「現にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努める。
- 一旦いじめであると認知された場合は、学校いじめ対策組織が情報を共有し、全校

体制で適切・丁寧な指導・支援を行い、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応する。

#### (4) 関係機関等との連携

- いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等との適切な連携が必要である。
- 平素から、教育委員会、こども支援課、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、警察等と情報共有体制を構築しておく。

### 3 いじめ防止等のために学校が果たすべき役割

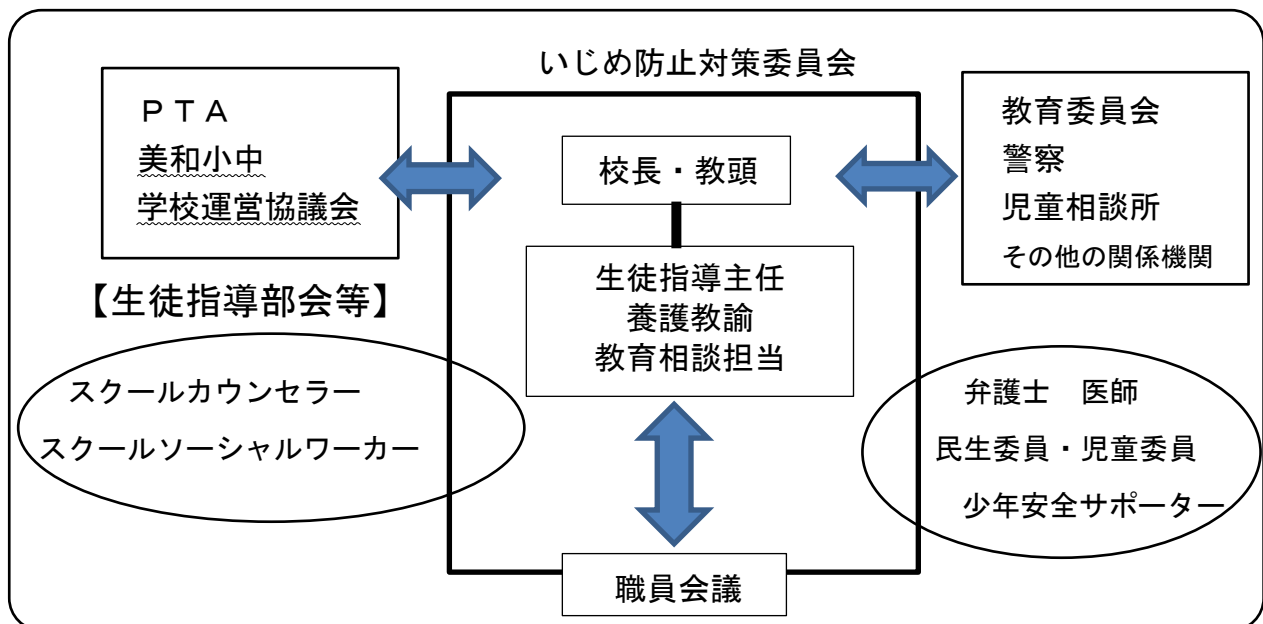
#### (1) 「美和東小学校いじめ防止基本方針」の策定

- 本校においては、いじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、法が定める「学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）」を策定することとし、学校ホームページや学校だより等を活用して、広く周知を啓くこととする。

#### (2) 「いじめ対策組織」の設置

- 本校においては、法が定める「いじめ対策組織」を置くこととする。
- いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価することで、PDCAサイクルによる検証を行い、より実効性のある取組となるように改善を図る。
- 組織的に対応することにより、特定の教職員で問題を抱え込まず、複数の目によって状況の見立てをすることを可能とする。

#### 校内指導体制におけるいじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）の位置づけ



#### (3) 豊かな心を育む教育の推進

- 学校の教育活動を通じた道徳教育の取組  
児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むには、学校の教育活動全体を通していじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を行い、児童が心を開き、心を磨き、伝えあえる道徳教育を充実させる。
- 規範意識の醸成に向けた取組  
いじめの未然防止のため、児童の規範意識を醸成する取組は重要である。そのため、「きまりを守る」「節度ある生活をする」「礼儀正しく人と接すること」について、児童の心身の成長の過程に即した重点的かつ具体的な取組を行う。
- いじめ防止根絶・強調月間の取組  
毎年10月は「いじめ防止根絶・強調月間」になっており、いじめ防止・根絶に向けた取組の徹底を図る。

#### (4) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備・時間の確保  
5月、10月、2月を教育相談強調月間として児童と意識的に向き合う期間とする。  
また、各学期に1度保護者にアンケートを行い、その結果をもとに児童と面談を行うことで、家庭との連携を強化するとともに、いじめ防止等に係る取り組みの充実を図る。  
教職員が児童と向き合う時間を確保するため、学校業務改善を推進し、多忙化解消を図る。
- 多様な専門家や関係機関との緊密連携の推進  
SCやSSW等の心理や福祉の専門家との連携はもとより、必要に応じて弁護士、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家及び児童相談所、警察、福祉部局の関係機関との連携を一層促進し、いじめ防止等に係る取組の充実を図る。
- 校種間連携の促進  
いじめの対応については、未然防止、早期発見、早期対応の取組はもとより、異校種間の情報共有や支援体制の構築が重要であるため、校種間連携の促進に一層努めることとする。  
美和町生徒指導推進協議会などで生徒指導主任間の情報の共有化を図る。

## 第2 いじめの防止等のための具体的な取組

### 1 未然防止【いじめの予防】

- (1) 生徒指導・教育相談の充実・強化
  - いじめの問題を解消するため、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
    - ア 教職員の資質能力の向上と取組の検証
      - ・ 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。

- ・ 教職員自身が人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。
- ・ 問題行動等の報告・対応にとらわれず、いじめの問題に対する取組等を検証・改善を図る場を設ける。
- イ 生徒指導に関する情報の共有化
  - ・ 各分掌・各学年と情報共有を図りながら、週に1度の生活アンケート、さらに月に1度の拡大版アンケート結果をもとにして定期的に情報交換会を開催する。
- ウ 教育相談体制の確立
  - ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるように、開発的な援助機能を重視した教育相談体制を整備する。
  - ・ 担任だけでなく、ペア学年による教育相談を実施する。
- エ 児童の行動観察
  - ・ 給食（昼食）時、休憩時間、清掃活動、クラブ活動等、できるだけ児童とふれあう機会を増やし、児童の行動を観察すると同時に、信頼関係をつくる。
- オ 児童の心の理解
  - ・ 作文や日記、生活アンケート、相談ボックス、相談カード等を通して、児童の心を理解するよう努める。
- カ 家庭・地域社会との連携
  - ・ 開かれた学校づくりに努め、家庭・地域社会が一体となった学校運営を展開する。
- キ インターネット等の利用についての指導と啓発
  - ・ ネット上でのいじめ防止に向けて情報モラル教育の充実を図ると共に、保護者に対する啓発を行う。

## (2) すべての学校教育活動を通じた取組

- 児童の自治的な児童会、学級活動等を通して、他者の考え等を尊重しながら、自分の考えを発言し合える支持的風土の醸成を行う。
- 様々な体験活動を通して、児童が魅力を感じ、楽しい学校になるよう、絆づくり・居場所づくりに努める。
- ア 各教科・総合的な学習の時間
  - ・ 児童と教職員相互の信頼関係により、教育効果を高める。
  - ・ 教員は授業の中で児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていける授業づくりを行う。
  - ・ 認め合ったり支え合ったりできる授業の雰囲気づくりを大切にする。
- イ 道徳
  - ・ 道徳の授業で「いじめ」に関わる題材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶ。
  - ・ 道徳の授業を通して、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。
  - ・ いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深く関わっており、人権意識を高めたり人権感覚を磨いたりする場とする。
  - ・ いじめが背景にあるとする自殺が社会問題化していることを踏まえ、「人間尊



重」 「生命に対する畏敬の念」等についても、触れる。

ウ 特別活動等

- ・ 学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、一層主体的に取り組めるような場を設定する。
- ・ 他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜び等の体験を通じて、自分とは違った他者の価値を認める集団規範を醸成する。

(3) 家庭・地域との連携

- いじめの問題を、学校と家庭・地域社会との緊密な連携の上に、協働して解決を図る姿勢をもつ。
- 学校を家庭・地域社会により開かれたものにしていく。
- 家庭・地域社会から寄せられるいじめ等の情報に対し、学校が誠意のある対応を行う。

ア 保護者との連携

- ・ 日頃から、いじめの問題に対する学校の姿勢を機会あるごとに家庭に示し、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

イ 地域社会との連携

- ・ 日頃の学級・学校での生活の状況等について、家庭・地域社会に定期的に提供する。
- ・ P T Aはもとより、美和町小中学校運営協議会、岩国市青少年育成市民会議美和地区会議をはじめ美和地区生徒指導推進協議会等の関係団体とともに、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークを構築する。

## 2 早期発見【把握しにくいいじめへの対応】

(1) 早期発見に係る学校がとるべき体制

- いじめは、外から見えにくいことが多く、全教職員が連携・協力して組織的に指導を行う。
  - ・ 学級担任だけでなく、教科担当教員との連携を密にする。
  - ・ 生徒指導主任、保健主任はもとより養護教諭、スクールカウンセラー（以下、S Cという）等、全ての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全体をきめ細かく把握することに努める。
  - ・ 学校評価、授業評価、短い間隔で実施する生活アンケート等により、児童、保護者等の実情を把握し、日常的にいじめ問題への取組について見直しを図る。
- ・ 児童の多面的・多角的な情報収集・実態把握に努め、すべての教職員で共有を図る。
- ・ 教育相談担当教諭・養護教諭を生徒指導に関する校内組織に加え、校務分掌上適切に位置付け、S C等の専門家と緊密な連携を図る。

- ・ 校内いじめ対応組織の構成員については、既存の「生徒指導部会」等の組織を活用して、いじめ防止等について実効的に対応できる組織とする。

## (2) いじめの早期発見に向けた具体的な取組

- 児童や保護者・地域等に、全教職員が「いじめは人間として絶対に許されない行為である」「いじめられている児童を必ず守り通す」といった、毅然とした姿勢を日頃から示しておく。
- 児童との信頼関係に基づき、絆やつながりを深める、心の教育を推進し、指導の徹底を図る。
  - ・ 日常の行動観察や日記、生活アンケートにより、内面の変化をとらえる。
  - ・ 週に1回の生活アンケートは、火曜日に実施、その週の間に関向けて児童から話を聞き、全職員で共通理解を図る。
  - ・ 月に1度の拡大版生活アンケートを、毎月20日を目安に実施し、必要な場合は対応を行い、全児童について全教職員で共通理解を図る。
  - ・ いじめが潜在化、偽装化していることから、日常の対話や遊びなどを通して児童が発するサインを鋭くキャッチする。
  - ・ 平素から、児童に寄り添い、些細なことでも相談しやすい環境づくりに心掛けるとともに、日常的に機会をとらえて声かけを行う。
  - ・ 短い間隔での生活アンケート、保護者へのアンケートまた、「YBC」等客観テスト等を活用した個別の教育相談を実施する。
  - ・ 教育相談室等で他の児童生徒のことを気にすることなく、落ち着いた雰囲気での相談できるように努める。

## (3) 家庭・地域との連携

- 保護者懇談会等においては、開催時間や開催場所を見直し、多くの保護者が参加しやすいように工夫する。
  - ・ 学校評価等を活用し、保護者の生の声を課題把握に生かし、学校及び組織の活性化を図る。
  - ・ 地域にある広場や児童がよく立ち寄る場所については、岩国市街頭補導活動をはじめ、岩国市青少年育成市民会議美和地区会議ならびに美和地区生徒指導推進協議会等と連携して組織的な巡回指導等を行う。
  - ・ 種々の地域活動において学校が中心となり、いじめ問題に関わる広報・啓発活動を行う。
  - ・ 地域行事や各種の催事などに児童の積極的な参加を促す。

## 3 早期対応【現に起こっているいじめへの対応】

### (1) 管理職を中心に外部専門家と連携した校内指導体制の確立

- 迅速・的確かつ組織的な対応を行う。
- いじめ対策組織にSCやスクールソーシャルワーカー（以下、SSWという）等の

専門家を加え、早期解決に資する取組をより実効的に行う。

- 必要に応じて、外部専門家の活用も想定する。
- 学校として情報の共有等を基に、全校体制でいじめの解消に向けた取組を推進していく。
  - ・事実関係の確認…いじめの疑いがあった（あるいは申し出等があった）場合、日常の行動観察や聴き取り等により、状況等の詳細を確認する。
  - ・「いじめ防止対策委員会」を開き、協議する。（場合により、職員会議の開催）
  - ・いじめられている児童への対応…信頼関係にある教職員が担当する。
  - ・いじている児童への対応…複数の教職員（生徒指導主任を中心に役割分担を決める）が担当する。
  - ・周囲の児童（観衆・傍観者）への対応…複数の教職員（該当学年教員等を中心とする）が担当する。
  - ・いじめられている児童の保護者への対応…学級担任が主に担当するが、必要に応じて、管理職等複数で誠意をもって対応する。
  - ・いじている児童の保護者への対応…面談の目的・役割・分担・対応の実際等、事前に協議した上で、担任・管理職・生徒指導主任等の複数で対応する。
  - ・PTA等への働きかけ（必要な場合）…校長・教頭が担当する。
  - ・教育委員会、関係諸機関との連携…校長・教頭・生徒指導主任が担当する。

## （2）対応する上での留意点

- いじめられている児童への対応
  - ・「絶対に守り通す」との姿勢を示し、全教職員で支え・守ることを約束する。
  - ・本人の要望等を聴き取りながら、学校生活の様々な場面で、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。
- いじている児童への指導
  - ・当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
  - ・自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。
  - ・叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、成長支援を行う。
- 周りの児童（観衆・傍観者）への指導
  - ・周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なキーポイントになることを認識しておく。
- ・もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に申し出るように働きかけていく。このような中で、いじめを報告してきた児童があれば、その勇気と態度を称賛し、その後、これを言ったためにその児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなど配慮する。

○ いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

(3) インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応

- インターネット上の掲示板、チャット、コミュニケーションアプリ上での誹謗中傷、他人批判、他者の個人情報の流出等のネットいじめについても、基本的な対応は他のいじめと同様である。
- いじめられている児童等からの申し出を状況確認する過程で、実際に掲示板やアプリ上の書き込み等を確認する。
- 具体的な対応策を提示し、可及的速やかに対応することで、被害の拡大を最小限に抑えるよう努める。

(4) 教育相談の在り方

- いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等を行うため、教育相談機能の充実を図る。
- 教職員の教育相談に係る資質能力向上はもとより、臨床心理に関して専門的な知識・技能を有するSCと連携した個別支援を必要に応じて行う。
- いじめている児童がいじめの行為に至った背景に、保護者の身体的虐待や養育放棄、経済的問題等が起因することもあるため、生活の基盤の立て直しに向けたSSWによる保護者等への個別支援について、積極的な活用を図る。
  - ・いじめられている児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。
  - ・いじめている児童に対しては、「いじめは、人間として絶対に許されない行為である」との認識に立ち、毅然とした態度で指導することが大切であるが、必要に応じて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導を行う。

#### (5) 保護者との連携

- より高い専門性が必要な場合は、積極的にSCやSSWを活用する。
  - ・特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合など、SSWを活用した支援を検討する。
  - ・解決のために、「学校で行うこと」、「家庭でできること」をはっきりさせ、協力を求める。

#### (6) 地域・関係機関との連携

- 学校と地域との連携
  - ・開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域からの積極的な協力を得る。
  - ・いじめに関する連絡・情報があったときは、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要事項を報告する。
- 学校と関係機関との連携
  - ・いじめの早期解決のため、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携・協力を必要に応じて行う。
  - ・平素から少年安全サポーターや所轄警察署と連携を図り、必要に応じて、協働して対応する。

### 4 重大事態への対応【生命、心身または財産に重大な被害が生じたいじめへの対応】

#### (1) 重大事態の判断について

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

例えば、

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 児童が自殺を企図した場合</li><li>・ 身体に重大な障害を負った場合</li><li>・ 金品等に重大な被害を被った場合</li><li>・ 精神性の疾患を発症した場合</li></ul> |
|---|

などのケースが想定される。

- 「相当の期間学校を欠席すること」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
  - 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- #### (2) 重大事態への対応
- 重大事態が発生した場合は、設置者である教育委員会を通じて市長へ、報告する。
  - いじめられている児童の立場に立って、いじめから守り通すため、保護者と十分に

連携を図り、必要があれば児童への弾力的対応を検討する。

- いじめられている児童を守るため必要があれば、毅然とした対応を行う。 その際には保護者の理解を十分得ながら、教育的配慮の下に適切に指導する。
- 事前に保護者とも十分に話し合いを重ね、保護者の理解・協力を得ながら、教育委員会とも協議をし、対応する。
- 必要に応じて適切に関係機関との連携を図る。

### (3) 調査委員会の設置

- 学校の設置者又はその設置する学校が、重大事態であると判断したときは直ちに学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこととするが、学校の設置者は学校に対し適切な支援を行い、場合によっては学校の設置者において調査を実施する。
- 学校の設置者又はその設置する学校は、事前に県教委が委嘱しているFR（ファミリー・リレーションシップ）アドバイザー（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・人権擁護委員等からなる専門家）を構成員として、調査を実施することができる。
- 調査は、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを通して、当該事案への対応や今後の再発防止に資することを目的とする。
- 学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を適切に説明する。
- 地方公共団体の長等は、重大事態の報告を受けた後、必要があれば調査組織を設置して、学校の設置者又は学校による調査の結果について調査を行うことができる。その結果は議会に報告する。

### (4) 自殺の背景調査について

- 児童の自殺という事態が起こった場合の背景調査については、文部科学省が作成した「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）に即して対応する。
- 遺族の心情に寄り添い、要望や意見等を十分に聴き取りながら、知り得た情報等を丁寧に提供していく。
- 遺族がより詳しい調査を望む場合、学校の設置者又はその設置する学校は、必要に応じて、公平・中立且つ総合的に分析・評価を行う中立的な立場の調査委員会を設置する。
- その際、事前に子どもの自殺等に係る研修を積んでいる専門家グループ（弁護士・精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士）を構成員として、調査等を実施する。

### (5) 留意すべき事項

- 専門家等による調査を実施する際には、学校は、調査委員会等に積極的に資料提供する。
- アンケート調査や児童への聞き取り調査等の実施の要請に対して、協力し、たとえ不都合な事実があったとしても、真摯に向き合い、問題の解決に全力を尽くす。
- 児童や保護者等の心のケアを最優先としながら、安心・安全な学校生活を取り戻し、学校機能の回復に努める。

## 5 新型コロナウイルス感染症などに関するいじめ防止について

### (1) 留意すべき事項

- 児童に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を元に、学校医や関係機関などと連携しながら、発達段階に応じた指導を行うとともに、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、児童の人権に十分配慮すること。併せて、児童が誤った情報に基づく偏見や差別があることに気づき、解決しようとする態度を養うよう努める。
- 新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめが発生することがないように、いじめ防止対策推進法や本いじめ防止基本方針などに則り、適切に対応（いじめの未然防止、疑いも含め、いじめを認知した場合の調査や被害児童のケア、加害児童への指導等）する。
- 不安を抱える児童については、スクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を図る。

## 6 取組の年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」内容の確認	○学級開き	○いじめ相談窓口の周知 ○身体測定	○家庭訪問、授業参観 学級懇談会 ○小小連携協議会 ○学校運営協議会 ○PTA総会
5月		○1年生を迎える会 ○修学旅行（6年）	○教育相談週間 ○児童アンケート ○体重測定	○学校運営協議会 ○SCによる心理教育プログラム4,5,6年
6月	○第1回いじめ防止対策委員会	○宿泊学習（5年）	○体重測定	○学校公開、授業参観 ○小中連携研修会 ○保護者への教育相談アンケート ○SCによる中学0年生からの教育相談事業
7月	○全教職員による取組評価	○地区児童会	○体重測定	○保護者への学校評価アンケート ○個人懇談会 ○美和地区生徒指導主任連絡協議会 ○SCによる授業参観の行動観察等
8月				○学校運営協議会 ○小中高連携研修会
9月		○運動会	○身体測定	○運動会 ○SCによる中学0年生からの教育相談事業
10月		○社会見学（5年） ○情報モラル指導（スマホ・ケータイ安全教室） ○豊かな心を育む音楽鑑賞	○教育相談週間 ○児童アンケート ○体重測定	○人権教育参観日 ○保護者への教育相談アンケート ○SCによる授業参観の行動観察等

11月	○第2回いじめ防止対策委員会	○学習発表会 ○玖北音楽会	○体重測定	○学校運営協議会 ○小中連携研修会 ○学校公開・授業参観
12月	○全教職員による取組評価	○持久走記録会 ○児童集会 ○縦割り班給食 ○地区児童会	○体重測定	○保護者への学校評価アンケート ○個人懇談会 ○美和地区生徒指導主任連絡協議会 ○SCによる授業参観の行動観察等
1月		○スキー教室 ○なわとび大会	○身体測定	○授業参観 ○SCによる授業参観の行動観察等 ○保護者への教育相談アンケート
2月	○第3回いじめ防止対策委員会	○1/2 成人式（4年）	○教育相談週間 ○児童アンケート ○体重測定	○小中連携研修会 ○学校運営協議会 ○授業参観・学級懇談会 ○SCによる心理教育プログラム 6年
3月	○基本方針の見直し	○6年生を送る会 ○縦割り班給食 ○地区児童会	○体重測定	○幼保小連絡会 ○美和地区生徒指導主任連絡協議会 ○SCによる中学0年生からの教育相談事業
通年	○対応策検討	○分かる授業の充実 ○学級づくり ○縦割り班活動 ○道徳教育、体験活動の充実 ○読書活動の充実	○健康観察、日常観察 ○校内のいじめに関する情報収集（毎週金曜日アンケート実施） ○相談箱の設置 ○ペア学年による教育相談 ○SCによる教育相談	○放課後教室との情報共有 ○ <u>ノーテレビ・ノーゲームデーみわ週間</u> （毎月） ○SCによる教育相談（希望者）

※ いじめが発生した場合の対応は、共通理解を図りながら組織として対応していく。



## 7 いじめ対応マニュアル

### いじめ情報の把握

#### 【初期対応】

##### ◎初期指導体制の確立

- ・対応チームを招集する。  
→構成員：校長・教頭・生徒指導主任・関係教員（場合によっては、教育相談担当・養護教諭）
- ・初期対応の方針決定をする。  
→役割分担：聴き取り・記録・保護者対応

##### ◎実態把握

- ・当事者双方から聴き取る。※個別に、しかもできるだけ同時に・適宜すり合わせ・市教委へ報告
- ・周りの児童から聴き取る。
- ・聴き取り結果から、全体像を把握する。※事実を時系列で把握

##### ◎いじめ防止対策委員会の招集

- ・市教委に事実を報告（場合によっては警察へ通報）し、今後の対応方針を決定する。

#### 【具体的指導】

##### ◎中・長期指導体制の確立

- ・全教職員で周知・共通理解する。
- ・該当児童、学年、全校に指導する。  
※必要に応じて教育委員会、警察等の関係機関、SC、SSWなどの専門機関、民生児童委員等と連携する。

#### 〈いじめの4層構造を踏まえた指導の例〉

<b>いじめられた児童（被害者）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・不安を取り除く。 場合によっては、別室に保護する。 →「君のことを守る」という態度を見せる。</li></ul>	<b>いじめた児童（加害者）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・「絶対に許されない」という毅然とした態度で指導をする。</li><li>・相手の気持ちを考えさせる。</li><li>・成長を支援する。</li></ul>
<b>周りの児童（観衆）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・不安があれば取り除く。</li><li>・いじめを止める勇気をもつこと、場合によってはいじめたことと同じであることを指導する。</li></ul>	<b>直接かかわっていない児童（傍観者）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめは絶対に許されない行為であることを説明する。</li><li>・「適切な言葉遣い」「相手の気持ちに立つ」など、人権意識を指導する。</li><li>・困ったときの相談窓口を周知する。</li></ul>

#### 【保護者との連携】

- ・被害児童保護者へ事実関係を報告する。※複数で、誠意をもって、直接会って説明する。
- ・被害児童保護者へ支援する。（継続）
- ・加害児童保護者へ助言する。（継続）※相手の連絡先を教える場合には、先方の了解を得る。

#### 【事後の対応】

- ・継続的な指導・支援体制を確認する。※隣学年等で連携して、学級経営の充実を図る。
- ・場合によっては、保護者説明会を開催する。
- ・いじめを受けた児童、その他の児童等が安心して教育を受けられるよう支援する。
- ・いじめ防止対策委員会を招集し、対応等を総括する。
- ・いじめ解消の判断は、定義（P. 8）に即して慎重に行う。